

別紙2 申請書チェック表

1. 事業主要件及び改善計画の内容について

要件・項目		チェック欄	注意事項
事業主要件			この計画で事業主とは、林業労働者を雇用して造林業・育林業・素材生産業その他の森林施業を営む者をいう。林業労働者を雇用していない一人親方及び造林や素材生産をすべて外部に発注している者は事業主に該当しない。
1	当該計画に基づく改善措置を履行する意欲と能力を有する		
2	林業労働者を雇用して造林業・育林業・素材生産業その他の森林施業を営んでいる		
3	<p>常用の林業現場作業職員を3人以上雇用している</p> <p>3人未満の場合は、他の事業主との共同改善計画を作成している（雇用労働者は合わせて3名以上になっている）</p>		<p>・「常用の林業現場作業職員」とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているものであって、造林、保育、伐採その他の森林における施業に従事する労働者をいう。※このうち法人役員であっても、雇用主から林業現場作業に対して賃金の支払いを受けている労働者を含む。</p> <p>・なお、ウルシ・オウレン等の特用林産物の生産、製炭、狩猟にもつぱら従事する労働者や木材・木製品製造業に従事する労働者は含めない。</p>
4	過去、1年以上森林施業の実績がある。主に素材生産業を営む者にあつては、年間の素材生産量が概ね1,000m3以上ある		実績は自社の雇用者が直接従事しているもの
	新たに造林・素材生産等の事業を行う会社を興し、又は他業種から林業に参入するため、林業労働者を雇用した場合、林業の実績が1年未満である事業主は、支援センターとの共同改善計画を作成している		
改善計画の内容			
1	改善措置の目標・内容・実施時期が府基本計画に照らして適切なものである		
2	改善措置の内容・実施時期・資金の額及びその他調達方法が改善措置の目標を確実に達成するために適切である		
3	当該改善措置の実施が、雇用管理者の選任及び雇用に関する文書の交付に寄与するものである		
4	雇用管理の改善及び事業の合理化のいずれの改善措置についても取り組むものである		
雇用管理の改善	雇用の安定化、労働条件の改善、労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の活躍・定着の促進、高齢労働者の活躍の促進、障害者雇用の促進、その他の雇用管理の改善のうち5項目以上の改善に取り組むものである		
事業の合理化	事業量の安定的確保と経営基盤の強化、生産性の向上、「新しい林業」の実現に向けた対応、林業労働者のキャリアに応じた技能向上、その他の事業の合理化のうち3項目以上の改善に取り組むものである		
5	労働時間、労働者の安全及び衛生その他労働条件の改善措置を含めて作成する場合は、労働基準法その他の労働基準関係法令に適合するものである		
6	下記のうち該当する改善項目について、改善計画作成の前年度を基準として次の水準を改善措置の努力目標としている		
雇用管理の改善	<p>【雇用の安定化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全雇用労働者のうち常用の者が増加する ・雇用管理者を選任していない事業主は、計画期間中に雇用管理者を選任する ・雇用に関する文書を交付していない事業主は、計画期間中に雇用に関する文書を交付する ・月給制の導入に努める 		
	<p>【労働条件の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則の作成に努める ・労働者全員の社会保険加入に努める ・週休二日制の導入に努める 		
	<p>【林業労働安全衛生の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生関係法令や安全に関するガイドラインを徹底する ・緊急連絡体制を確保する 		
事業の合理化	<p>【事業量の安定確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産量が、以下の基準に合致している (1) 3,000m3未満の事業主 → 計画期間終了時に基準年より5割以上増加する (2) 3,000m3～10,000m3未満の事業主 → 計画期間終了時に基準年より2割以上増加する (3) 10,000m3以上の事業主 → 計画期間終了時に基準年より増加する 		
	<p>【生産性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産に係る労働生産性が以下の基準に合致している (1) 5m3/人日未満の事業主 → 計画期間終了時に基準年より5割以上向上する (2) 5m3/人日～9m3/人日未満の事業主 → 計画期間終了時に基準年より2割以上向上する (3) 9m3/人日以上以上の事業主 → 計画期間終了時に基準年より向上する 		
	<p>【林業労働者のキャリアに応じた技能の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力評価の導入と処遇の改善を一体的に取り組むよう努める 		

2. 申請書の添付資料

申請書に添付が必要な資料		添付しているか	右の確認事項を満たしているか	確認事項	備考・注意事項	
1	登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)			登記事項証明書には、林業や森林施業が目的若しくは事業内容等として記載されている。住所、代表者名が一致している。		
2	前年度の納税証明書(国税、府税の全て)			全て未納がないものである。		
3	直近3か年分の貸借対照表及び損益計算書(法人)又は確定申告書の写し(個人)			計画内容、実施時期や資金調達計画が計画の目標を達成するために適切である。	貸借対照表及び損益計算書がない場合は、添付可能な年分の試算表等を添付。	
4	労働条件通知書兼・雇用契約書(写)等			常用等雇用実績数と合致している。雇用文書の交付を行っていない場合、改善計画の1年次で雇用に関する文書の交付の実施を計画している。		
5	社会保険・労働保険への加入状況が確認できる書類(写) 例 ・直近の「労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)」 ・労働保険等一括有期事業総括表算定基礎賃金等の報告等 ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定一覧表 ・林業退職金共済手帳			次の事項が一致している。「(労働保険概算・確定保険料申告書)の例)		一致していない場合は、その理由を記載した資料を添付。
				改善計画【様式2】の2(3)のウのうち	申告書写しのうち	
				労災保険の被保険者数	④常時使用労働者数	
				(備考欄)労災保険の保険料率	⑨保険料・拠出金率の(口)	
				(備考欄)労災保険の事業の種類	⑩事業又は作業の種類	
				雇用保険の被保険者数	⑤雇用保険被保険者数	
				健康保険の被保険者数		
				厚生年金保険の被保険者数		
				林業退職金共済等の被保険者数		
6	就業規則			現在、常時10名以上の労働者を使用している場合添付。改善計画期間中にそうなる場合、就業規則の作成を計画している。		
7	厚生労働省労働基準局長による無災害記録証の写し				該当の場合添付	
8	直近の労災保険率決定通知書			(備考欄)メリット制の適用の有無 ④メリット増減率	該当の場合添付	
9	退職者共済制度に加入していることを証する書類の写し(林業退職金共済契約証又は林業退職金共済手帳)				該当の場合添付	
10	事業実績が確認できる事業報告書、出荷票(写)、請負契約書(写)等			合計が事業実績と合致している		
11	参考資料(前回認定申請時の改善措置の努力目標及びその達成状況等)				別添参考様式: 改善計画の内容 6の努力目標の達成状況が、低調な場合に作成・添付してください	